

■ 令和5年度 第2回新潟市地域公共交通会議

日時：令和5年7月24日（月）13時30分から

会場：NEXT21 5階（中央区役所 対策室1）

（司 会）

定刻より少し早い時間ですが、皆さまお集まりですので、ただいまより令和5年度第2回新潟市地域公共交通会議を開催いたします。

本日はお忙しい中、また、急な日程にもかかわらずお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。議事に入るまでの進行を務めさせていただきます、新潟市都市交通政策課の中澤と申します。よろしくお願いいたします。

本日の会議につきましては、公開とさせていただきます。また、議事録を作成するため、会議を録音させていただき、後日、議事の内容を新潟市ホームページに公表いたしますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

それでは最初に、新潟市地域公共交通会議の役割について、改めて確認させていただきます。新潟市地域公共交通会議は、道路運送法施行規則に基づいて、地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保や、その他の旅客の利便の増進を図るために必要な事項を審議する場として、「新潟市附属機関設置条例」に基づいて設置される会議体となっております。

会議の内容につきましては、新潟市の区バスや住民バス、エリアバス×タクなどの地域の生活交通についてご審議いただく場として進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、今年度、人事異動による委員の交代がございましたので、報告させていただきます。新潟市地域公共交通会議委員名簿をご確認ください。令和5年4月1日から、本会議の会長であります、新潟市都市政策部部長の武石、新潟交通株式会社乗合バス部長の渡辺委員、国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局首席運輸企画専門官の佐塚委員、新潟県警察本部交通部交通規制課企画管理課長補佐の齋藤委員、令和5年6月1日から、新潟県バス協会専務理事の橋本委員にご就任いただいております。

続きまして、本日の委員の出席状況と会議成立の可否についてです。本日は、国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局の佐塚委員が欠席されています。出席者は9名となり、委員総数10名の過半数を超えていることから、新潟市地域公共交通会議規則第5条第2項の規定により、本会議が成立することをご報告させていただきます。

続きまして、今年度2回目の地域公共交通会議ではありますが、会合方式では最初の会議

となりますので、マイクを事務局よりお渡しいたしますので、順に委員の皆様から自己紹介をお願いいたします。

最初に、本会議の会長であります、新潟市武石都市政策部長よりお願いします。

(武石会長)

新潟市都市計画部長の武石と申します。どうぞよろしく申し上げます。本日はありがとうございます。

(橋本委員)

新潟県バス協会専務理事の橋本です。6月1日からということで、皆さんには今後お世話になりますけれども、よろしく申し上げます。

(渡辺委員)

新潟交通乗合バス部長をしております渡辺と申します。どうぞよろしく申し上げます。

(齋藤委員)

警察本部交通規制課の齋藤と申します。よろしく申し上げます。

(鈴木委員)

新潟市土木部長の鈴木でございます。どうぞよろしく申し上げます。

(小日山委員)

皆さんお疲れ様です。連合新潟地域協議会で副議長をやっております小日山と申します。よろしく申し上げます。

(出口委員)

公募委員の出口と申します。よろしく申し上げます。

(和田委員)

新潟市消費者協会の和田と申します。よろしく申し上げます。

(佐藤委員)

新潟県ハイヤー・タクシー協会の佐藤と申します。よろしく申し上げます。

(司 会)

ありがとうございました。

次に、事務局を紹介させていただきます。

都市交通政策課課長の野坂でございます。

同じく係長の佐久間でございます。

同じく担当の佐藤でございます。

最後に、改めまして同じく課長補佐の中澤でございます。

皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、配布資料等の確認をさせていただきます。

配布資料は、次第、委員出席者名簿、座席表、新潟市地域公共交通会議規則、新潟市地域公共交通会議委員名簿、最後に次第に記載のあります各協議事項、報告事項の資料一式ということで、資料1から資料4-1までになっております。ここで、資料の差し替えについてお知らせいたします。事前にお送りしておりました資料3-1と座席表に修正がありましたので、受付にて資料の差替をお配りさせていただきました。大変失礼いたしました。資料の修正については以上でございます。そのほか、資料の不足や落丁などがございましたら、説明の途中でも構いませんので、事務局にお声かけください。

本日は協議事項、報告事項ともに案件ごとに説明と質疑対応を行い、概ね1時間程度を予定しております。

それでは、議事に入らせていただきます。この後の議事進行につきましては、武石会長よりお願ひいたします。

(武石会長)

それでは議事進行を進めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は新潟市地域公共交通会議にご出席いただきましてありがとうございます。よろしくお願ひいたします。さっそくではありますが、議事に入らせていただきます。

はじめに、本日の議事内容について、事務局から説明をお願ひいたします。

(事務局)

都市交通政策課長の野坂でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

ます、私のほうから本日ご審議いただきたい協議事項と、それから報告いたします事項の概要につきまして説明をさせていただき、詳細につきましては、各担当より説明をさせていただきます。

それではまず、次第のほうをご覧ください。協議事項の1につきましては、バリアフリー化車両の導入によりまして、公共交通機関における高齢者や障がいのある方などの移動の利便性や安全性の向上につなげるため、その具体的な取組みなどについて計画を位置づけさせていただくというものでございます。

続きまして協議事項の2でございますが、こちらにつきましては、昨年10月から北区の長浦地区で運行しておりますエリアバス×タクの運行形態につきまして変更を行うものでございます。

続きまして報告事項でございます。一つ目といたしまして、夏休み期間中の小学生以下を対象とし、運賃の変更を行う「区バス・住民バス夏休みこどもワンコインバス」に関するご報告の件、二つ目として江南区の区バスの運行計画変更に関する件となります。なお、協議事項の1及び2、報告事項の1につきましては都市交通政策課からご説明をし、報告事項の2につきましては、担当しております江南区地域総務課から説明をさせていただきたいと考えております。それではよろしく願いいたします。

(武石会長)

それでは協議事項の詳細につきまして説明させていただきたいと思っております。

はじめに、新潟市生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）（案）につきまして説明をお願いします。

(事務局)

都市交通政策課の佐久間と申します。よろしく願いいたします。

資料をご覧ください。令和5年度新潟市生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）（案）についてご説明いたします。

資料1をご覧ください。本計画は、バリアフリー化車両の導入などによって、公共交通機関における高齢者や障がい者の移動の利便性や安全性向上の促進を図るため、その具体的な取組み等について計画に位置付けるものです。

具体的には、各交通事業者がノンステップバス車両や福祉タクシー車両などを導入する場合、本計画に位置付けられた項目については、国から一定の補助を受けることができることとなっております。今年度につきましては、「資料1」の2ページ目、3及び4に記載のと

おり、介護タクシーつくしで1台、都タクシーで3台、計4台の福祉タクシーを導入する予定となっております。今年度補助対象事業の実施状況の確認や評価を、来年度の地域公共交通会議で行うこととなります。

以上で令和5年度新潟市生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）（案）の概要説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

（武石会長）

ありがとうございました。

それでは、委員の皆様からご意見、ご質問等ございますでしょうか。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、令和5年度新潟市生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）（案）について、本会議の同意が得られたということで、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは続きまして、北区のエリアバス×タク運行形態の移行（案）につきまして、ご説明をお願いしたいと思います。

（事務局）

都市交通政策課の牧岡と申します。

次第、協議事項2の北区エリアバス×タク運行形態の移行（案）についてご説明いたします。

エリアバス×タクは、補助路線バスや区バス、住民バスの収支が低迷し、路線の維持が困難となっている地域におきまして、スクールバスなどを含む目的バス等の集約や、持続可能な公共交通の確保、維持を実現する新たな移動手段であります。デマンド型交通の利用客の固定であったり、学生の通学を支えていたコミュニティバスの廃止などの課題を抱えていた北区長浦地区において、令和4年10月からエリアバス×タクの運行を開始いたしました。

エリアバス×タクでは、予約に応じて中型車両で「バス軸」を運行し、その「バス軸」のバス停から離れた地域との間は、こちらが予約式のタクシー車両でバス軸のバス停まで「エリアタクシー」を運行します。バス軸は、通年運行する「通年運行便」と、冬季のみ運行する「スクールライナー便」の2種類があります。運行開始時に、通年運行便を道路運送法第4条、スクールライナー便とエリアタクシーにつきましては、令和5年3月31日までを期限として道路運送法第21条で申請し、令和5年4月より道路運送法第4条運行へ変更する

整理としていました。

しかしながら、エリアタクシーの道路運送法第4条への移行が事業者より行われていないことが令和5年4月に発覚したため、急ぎ令和5年5月1日付で運送法第21条の許可を取り直しました。この運送法第21条が令和5年3月末で終了しておりましたが、4月中は幸いなことにエリアタクシーの利用はありませんでした。また、道路運送法第21条は、運行する期間が原則1年以下の社会実験に対して適用されるため、運行開始1年後となる令和5年10月までに道路運送法第4条による運行に移行いたします。

また、スクールライナーにつきましては、エリアタクシー同様、道路運送法第21条による運行が令和5年3月31日で終了しております。このため、冬季運行が再開する令和5年12月より、道路運送法第4条による運行を開始いたします。エリアタクシーの21条運行の開始につきましては、本来であれば本会議の協議案件ではありましたが、至急の対応が必要であったため、本件については事後報告とさせていただきます。

今後、このようなことがないように、再発防止に努めてまいります。大変申し訳ございませんでした。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(武石会長)

これにつきまして、委員の皆様からご意見、ご質問などございますでしょうか。いかがでしょうか、

(出口委員)

公募委員の出口と申します。1点質問ですけれど、冬期の期間、スクールバスとそれから普通のバスを運行すると書いてあるのですが、通学用のバスには、一般の方は乗れるのですか。それともこれは乗ることはできないのですか。これはルールとしてどうなっていますか。

(武石会長)

事務局、お願いします。

(事務局)

一般の方もご利用可能となっております。

(出口委員)

分かりました。ありがとうございます。

(武石会長)

ほかに、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(和田委員)

分かればこの利用実態というか、そういうものを教えていただきたいのですが。それと、先ほど、福祉車両のタクシーですね、ここのところも実際にどのくらい利用されているのか、分かれば知りたい。

(武石会長)

事務局、お願いいたします。

(事務局)

回答させていただきます。

まず令和4年度の10月から令和5年3月までにつきましては、バス軸のほうにつきましては累計で1,894名の方にご利用いただいております。また、エリアタクシーのほうにつきましては、まだなかなか利用が伸びず、この6か月間の間では2名のご利用にとどまっております。また、令和5年4月から6月までにつきましては、今までの累計でバス軸は39名ご利用いただいております、エリアタクシーにつきましては、まだ0名のご利用となっております。

(和田委員)

先ほどの福祉車両というか、これの利用が分かれば。タクシーの。

(事務局)

申し訳ありません。福祉タクシーの利用については、現段階では把握していないところで

(和田委員)

把握していない。

(事務局)

使われているということは分かっていますが。

(和田委員)

どのぐらいかは把握していない。

(事務局)

そうですね。把握しておりません。

(和田委員)

せっかく導入して、お金も支援しているのであれば、どのぐらい利用されているのかぐらい知っておいたほうが良いと思います。

(事務局)

今後、調査などをして把握していきたいと思っております。申し訳ありませんでした。

(武石会長)

ありがとうございました。ほかに、ご意見、ご質問などありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、北区のエリアバス×タク運行形態の移行（案）につきまして、本会議の同意が得られたというところでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

以上で、協議事項につきましては終了させていただきたいと思えます。

次に、報告事項に移りたいと思えます。

1 番目の区バス・住民バス夏休みこどもワンコインバスにつきまして、説明をお願いいたします。

(事務局)

区バス・住民バス夏休みこどもワンコインバスについて説明いたします。資料3をご覧ください。

区バス・住民バスの利用促進に向けた取組みといたしまして、例年どおり小学生以下の子どもを対象に、夏休み期間の運賃につきましては1乗車につき通常運賃を50円とするもの

でございます。実施期間及び地域公共交通会議での協議対象となる路線については、資料3に記載のとおりです。

続いて、資料3-1をご覧ください。

こちらに「実施」と記載された欄に丸印を記載した区バス・住民バス路線で、夏休みのワンコインバスを実施いたします。

このうち、黄色の網掛けがしてある路線につきましては、地域公共交通会議で協議した運賃で運行している路線であるため、運賃変更の手続きをする場合は、本会議の同意が必要となります。

区バス・住民バスの夏休みこどもワンコインバスにつきましては、例年同様の内容で実施しているものであり、初年度の本会議では合意が取れていることから、2年目以降の実施につきましては、本会議の報告案件として整理させていただいております。

今年度の実施期間は、新潟交通さんが実施するこどもりゅーと50円バスにおける夏休み期間の7月22日から8月31日に合わせ、区バス・住民バスも7月22日から8月31日の期間、現金精算のこども運賃を1乗車50円とするものです。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(武石会長)

それでは、委員の皆様からご意見、ご質問などございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

例年と同じということで進めさせていただきたいと思います。

続きまして、江南区区バス運行計画の変更につきまして、説明をお願いいたします。

(事務局)

江南区地域総務課の渡辺と申します。よろしく願いいたします。

資料4をご覧ください。江南区区バス運行計画(変更)について、報告させていただきます。

1、経緯概要でございます。江南区区バスルート上のバス停、イオンモール新潟南から下早通の間の工事終了に伴い車両交通止めが解消することから、令和5年10月1日より従来のルートにて運行するものです。2番位置図のとおり、青色の真ん中の矢印部分が工事により通行止めとなっているため、令和3年5月より点線の路線に迂回運行していますが、通行止めの解除に伴い、実線で示した直線の路線に戻します。

資料4-1の2ページをご覧ください。変更となる箇所についてのみ説明いたします。新運行計画概要の運行距離が迂回終了に伴い0.3キロ減少します。次のページ、運行ルート数

の変更については、先ほどご説明したとおりですので説明を割愛させていただきます。なお、本会議に先立ち、江南区地域公共交通に関する意見交換会を書面にて開催し、本案件について「意見なし」となったことについて申し添えます。私のほうからは以上です。

(武石会長)

このことにつきまして、委員の皆様からご意見、ご質問などございますでしょうか。
よろしいでしょうか。

それでは、江南区の区バス運行計画（変更）につきましては、終わらせていただきます。
ありがとうございました。

以上で、報告事項につきまして終了させていただきます。

以上を持ちまして、本日の議事はすべて終了となります。

進行を事務局のほうお願いします。

(事務局)

円滑な議事の進行にご協力をいただきまして、大変ありがとうございました。本日の議事録につきましては、後日、委員の皆さま宛に送付させていただきますので、発言内容のご確認をお願いいたします。

なお、次回の地域公共交通会議は、令和5年11月頃の開催を予定しておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

以上をもちまして、令和5年度第2回新潟市地域公共交通会議を閉会させていただきます。
本日は、大変ありがとうございました。